

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成20年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

専決第16号

専 決 処 分 書

平成19年10月31日午後1時20分頃天理市田部町517番地先の市道11号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年12月25日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 270,422円

専決第17号

専 決 処 分 書

平成19年4月3日午前10時頃天理市立病院内で発生した医療事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年12月25日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 439,200円

専決第18号

専 決 処 分 書

平成19年10月3日午前10時28分頃天理市立病院内で発生した医療事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成19年12月25日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 1,000,000円

専決第2号

専 決 処 分 書

平成19年12月11日午後5時45分頃天理市櫛本町2766番地2先の本市管理道路上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成20年1月18日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 2,750円

専決第5号

専 決 処 分 書

平成19年12月30日午後5時30分頃天理市遠田町602番地1先の市道314号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成20年2月15日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 141,362円